

平成24年（ワ）第213号損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 外38名

被告 東京電力株式会社

意見陳述書

(東京電力の責任)

2013年10月2日

福島地方裁判所いわき支部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高橋 力

弁護士 笹山 尚人

福島第一原発事故は、広範な人々と地域に対して、長期にわたる深刻な被害をもたらしました。いや、現状を見れば、被害は、むしろ拡大し続けており、その全容は、3.11から2年半が経ったいまもお明らかにならない状況が続いているといわざるを得ません。この事故で、10数万の人々が今も避難生活を余儀なくされ、国内のみならず世界中の人々が、放出された放射性物質の影響に不安を覚え、制御され得ない汚染水問題等の苦悩にさいなまれています。

ところが、事故を起こした当の当事者である東京電力は、地震と津波が「想定外」であったから事故は防げなかったのだと主張しています。あれだけ「安全だ」と言っていた東京電力が、「想定外」の一言で10数万の避難者をはじめとする被害を受けたすべての人々と地域を切り捨てようというのです。

この原発事故は、決して「想定外」の事故ではありません。

この裁判は、これまでの人生で築き上げてきたすべてが破壊され、ふる

さを奪われた原告らが、このような事故を予見していたにもかかわらず、あえて必要な対策をとってこなかった東京電力の責任を明らかにし、その追及をするものです。

1 東京電力は事故を防止するため極めて高い注意義務を負っていた

(1) 核エネルギーの危険性は、それが人類史上初めて利用されたのが原子爆弾であったという点から明らかです。巨大な破壊力をもち、また大量の放射性物質により人類を含む生物の生存基盤を破壊する、極めて危険なエネルギーです。

原子力発電は、この危険なエネルギーを利用するもので、本質的に巨大な危険をはらんでいます。本件事故前にも、人類は、米国のスリーマイル島原発事故と旧ソ連のチェルノブイリ原発事故という二つの大事故を経験しています。二つの事故により、過酷事故発生の危険性と冷却材喪失の危険性という軽水炉の決定的欠陥、そしてひとたび原子炉が爆発すると、きわめて広範囲に放射性物質が飛散滞留し、広い地域を「死の土地」としてしまうことが、人類の経験として蓄積されてきました。

(2) 核エネルギーが本質的にこのような重大な危険性を有する以上、電気事業者である東京電力が、原子炉の運転に当たって負うべき注意義務は、極めて高いものといわなければなりません。最新かつ最高の知見と技術に基づいて、事故の発生を防止するため万全を期し、常により一層の安全の確保のために調査・研究を尽くすこと、仮に安全性の確保に疑念が生じた場合には、直ちに運転を停止して必要な対策を施すこと等、要求される最大限の事故防止措置を講じて周辺住民の生命・健康等の人格的利益に対する危害を未然に防止することは、電気事業者としての当然求められる義務でした。

2 東京電力は地震・津波対策を怠ってきた

(1) チェルノブイリ原発事故等の海外の大事故にとどまらず、日本国内の原子力施設においても 3.11 前に多くの事故が発生しており、東京電力は、当然その経過について調査研究をしていました。具体的には、東京電力は、2002 年には、福島県沖を震源とする大地震が発生しうることを認識しており、歴史的に見れば、その巨大地震の発生に伴い巨大津波が発生して福島県沖にも押し寄せる可能性があること、また 2006 年の段階では、敷地高さを超える津波が来れば、非常用海水ポンプが機能を失うことを認識していました。

(2) 東京電力は、このような知見を得ていたのですから、当然、そのために必要な対策を取らなければなりません。本件事故に即して言えば、第一に、津波による電源喪失という事態を防ぐための対策を講じるべきこと、第二に、万一交流電源の機能が喪失した場合でも、その機能を復旧させるための対策を講じるべきことが求められていました。例えば、非常用ディーゼル発電機の高い位置への設置、予備の直流バッテリーの用意と高い位置への設置、建屋や重要機器の水密化、全電源喪失に対して早期の復旧を可能とする代替設備の設置など、東京電力が、現在、原子力発電所の再稼働をめぐって全国各地で指示している対策を施していれば、本件事故は防げたものでした。

しかし、東京電力は、遅くとも 2006 年には、津波による浸水と電源喪失という事態の可能性という知見を得、さらには、国から新指針のバックチェックを求められていたにもかかわらず、必要な対策を怠ってきたのです。

(3) それにとどまらず、東京電力は、事故が多発していた福島第一原発において事故隠しを繰り返し、重大事故は起こり得ないという「安全

神話」を振りまき、「やらせ」を行ってまで地域住民の意思を歪めてきました。

特にこのいわきでは、「原発の安全性を求める福島県連絡会」などの市民団体が、福島第一原発の地震・津波による事故の危険性について、東京電力に繰り返し警鐘を鳴らしていたことにも注目する必要があります。東京電力は、事故を防ぐ機会が何度もあったにもかかわらず、ついに真摯に向き合うことがありませんでした。

東京電力の責任は、もはや単なる過失と呼べるものではありません。これは、故意もしくは重大な過失によるものにほかならないのです。

3 被害の拡大についても東京電力は重大な責任がある

本件事故による原告らの被害は、単に事故が発生したことだけによるものではありません。事故後、福島第一原発の危機的な状況が報道される一方で、避難に必要となる情報は原発施設の電源喪失等によってできなかったことから、周辺住民にとって必要な情報が与えられず、避難すべきか否か、避難するとしてもどこへどうやって避難すべきなのか、それらがすべて一人ひとりの判断に委ねられてしまいました。その結果、無益な被ばくの増大や、線量の一層高い地域への避難等、被害の拡大を多くの原告が甘受させられました。

この責任は、東京電力が把握すべき情報を把握せず、また、把握していた情報についても適切に提供しなかったことに求められます。

4 東京電力の「加害の構造」と悪質性を明らかに

被害の広域性、長期性、深刻性、そして甚大性――。原子力発電所でいったん重大な事故が発生した場合には、想像を絶する巨大な被害を生じさせることが、福島第一原発事故において、不幸にも、再度実証され

ることになりました。しかし、東京電力は、本件事故は地震を原因とするものではなく、津波によるものであり、その津波は「想定外だった」などとして、方々で自らに過失はない旨述べています。また、東京電力は、迅速な訴訟進行と被害救済などという表向きの理由をもとに、自らの責任が明らかにならないように、電力事業者が無過失責任を負うと規定するいわゆる原賠法の問題のみでこの裁判を進めようとしています。

しかし、私たちは、東京電力について、今後、民法 709 条に基づく責任を明らかにしていきます。すなわち、私たちは、本件事故は東京電力が予見し得たものであり、現に予見していたこと、それにもかかわらず、必要な事故防止措置を取らなかったことを主張・立証していく予定です。事故を引き起こし、被害を拡大した東京電力の責任は、この責任を基礎づける「加害の構造」に関する事実そのものなのです。

のみならず、加害行為の態様や悪質性は、損害及びその評価としての賠償額の認定にも大きな影響を及ぼすのであり、本件で東京電力の故意ないし過失は、やはり重要な争点と言わざるを得ません。

裁判所におかれては、東京電力の責任を十二分に審理されることを、強く求めます。

以 上